

10 受験上の配慮について

都立高校の入試では、障害のある志願者が受験する場合、学力検査や小論文(作文)、面接等において、検査方法、検査時間及び検査会場等について、受験上の配慮を申請することが可能です。

また、一般の学力検査において、日本語指導を必要とする生徒等に対する配慮も行っています。

障害のある志願者に対する配慮

- 障害のある志願者が受験する場合、学力検査、小論文(作文)、面接等において、検査方法、検査時間及び検査会場等について受験上の配慮を申請することが可能です。
- 所定の申請書により、志願先の都立高校へ事前に申請します。申請は、在学する中学校を通じて行いますので、中学校の先生に確認してください(現在中学校に在学していない場合は、志願先の都立高校に申請します。詳しくは、志願先の都立高校にお問い合わせください。)
- 都立高校への申請時期は、例年、12月中旬頃となっています(令和6年度入学者選抜では、令和5年12月15日までに提出としています。)

日本語指導が必要な生徒等に対する配慮

- 国籍を問わず、入国後の在日期間に応じて、日本語指導を必要とする生徒等に対する学力検査実施上の配慮を行います。
 - 日本に入国後6年以内で、配慮を希望する志願者に対し、第一次募集・分割前期募集及び分割後期募集・第二次募集における学力検査問題の共通問題について、ひらがなのルビを振った学力検査問題等での検査を実施します。
 - 上記に加えて、日本に入国後3年以内で、配慮を希望する志願者に対しては、希望する外国語について、日本語に対する当該外国語の訳が記載されている辞書1冊、当該外国語に対する日本語の訳が記載されている辞書1冊の合計2冊(例:日中辞典と中日辞典)の持込みと検査時間の延長(10分)の配慮があります。
 - 所定の申請書により、出願時に志願する都立高校長へ申請します。
- ※上記は、令和6年度入学者選抜に基づく内容であるため、変更になる可能性があります。

10 受験上の配慮について

道立高等学校入試では、障害がある志願者が受験する場合、学力検査や小論文(作文)、面接等において、検査方法、検査時間及び検査会場等について、受験上の配慮を申請することが可能です。

また、一般の学力検査において、日本語指導を必要とする生徒等に対する配慮も行っています。

障害がある志願者に対する配慮

- 障害がある志願者が受験する場合、学力検査、小論文(作文)、面接等において、検査方法、検査時間及び検査会場等について受験上の配慮を申請することが可能です。
- 所定の申請書を作成して、志願先の道立高等学校へ事前に申請します。申請は、在学する中学校を通じて行いますので、中学校の先生に確認してください(現在中学校に在学していない場合は、志願先の道立高等学校に申請します。詳しくは、志願先の道立高等学校にお問い合わせください。)
- 道立高等学校への申請時期は、例年、12月中旬頃となっています(令和6年度入学者選抜では、令和5年12月15日までに提出としています。)

日本語指導が必要な生徒等に対する配慮

- 国籍を問わず、入国後の在日期間に応じて、日本語指導を必要とする生徒等に対する学力検査実施上の配慮を行います。
- 日本に入国後6年以内で、配慮を希望する志願者に対し、第一次募集・分割前期募集及び分割後期募集・第二次募集における学力検査問題の共通問題について、ひらがなのルビを振った学力検査問題等での検査を実施します。
- 上記に加えて、日本に入国後3年以内で、配慮を希望する志願者に対しては、希望する外国語について、日本語に対する当該外国語の訳が記載されている辞書1冊、当該外国語に対する日本語の訳が記載されている辞書1冊の合計2冊(例:日中辞典と中日辞典)の持込みと検査時間の延長(10分)の配慮があります。
- 所定の申請書により、出願時に志願する都立高校長へ申請します。

※ 上記は 2024 年度入学者選抜に 근거する内容이기 때문에 변경될 가능성이 있습니다.